

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)
(当たるとは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

肥料の登録

基本測量の実施

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 内水面漁場管理委告示 昭和五十七年度内水面共同漁業権者に係る増殖目標量

告 示

鳥取県告示第四百六十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十

十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十七年四月二十三日	池原整形外科医	米子市福市二一六九

鳥取県告示第四百六十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四八一号	尿素有機入り大 柴西瓜粒状複合 肥料六二六号	窒素全量 六・〇 うち アンモニア性窒素 二・〇 りん酸全量 二・〇 うち 可溶性りん酸 五・〇	東伯郡大栄町大字由良 宿五一番地 大栄町農業協同組合

鳥取県 第四八四号	六・〇混合有機 質肥料(かに身 殻・魚かす)	窒素全量 りん酸全量	六・〇 六・〇	〃
鳥取県 第四八三号	六・〇魚かす粉	窒素全量 りん酸全量	六・〇 八・〇	〃
鳥取県 第四八二号	五・〇かに身殻 粉末	窒素全量 りん酸全量	五・〇 三・〇	岩美郡岩美町大字大谷 三一〇番地 鳥取産業株式会社
		うち 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	四・五 六・〇 六・〇	

鳥取県告示第四百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量(確定測量に伴う基準点測量)

二 作業期間 昭和五十七年五月十三日から同年十二月二十日まで
三 作業地域 用瀬町、智頭町及び溝口町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和五十七年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十七年五月十四日(金) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村明るい選挙推進協議会委員研修会について

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三百三十条第三項の規定に

基つき、昭和五十七年度における内水面共同漁業権者に係る増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月四日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

昭和五十七年度内水面共同漁業権者に係る増殖目標量

免許番号	漁業権者	河川 湖沼別	魚					種 別					
			あゆ (千尾)	にじます (千尾)	やまわな (千尾)	うぐい (1平方メ)	はえ (1平方メ)	こい (千尾)	ふな (千尾)	うなぎ (キログラム)	わかさぎ (千粒)	えび (1平方メ)	しじみ (トン)
内共第一号	千代川漁業協同組合	千代川水系 に係る河川	六五〇	一〇	三〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇					
内共第二号	天神川漁業協同組合	天神川水系 に係る河川	二〇〇	一二	二〇	六〇〇	二四〇	五					
内共第三号	日野川漁業協同組合	日野川水系 に係る河川	六五〇	一〇	六〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇					
内共第四号	湖山池漁業協同組合	湖山池						五〇					
内共第五号	東郷湖漁業協同組合	東郷湖						四〇					
内共第七号	船上山内水面漁業協同組合	勝田川		五				五〇					
内共第八号	甲川漁業協同組合	甲川		八	八								

備考

- 一 この種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする（千代川水系、天神川水系及び日野川水系に係る河川に限る。）。
- 二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。
- 三 うぐい、はえ及びえびに係る増殖目標量は、増殖のために使用する河川又は湖沼の面積をいう。